

## 地域公共交通網形成計画における法定記載事項

記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。
⑤計画の達成状況	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てます。
⑥計画期間	原則5年程度の期間を設定します。
⑦その他	その他基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載します。

## 地域公共交通網形成計画策定手順

